

# 外国人美容師の就労に係る在留資格に関する特例

## ～外国人美容師の育成～

(「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領」  
令和3年7月30日 内閣府・法務省・厚生労働省決定)

### 見直し前

○日本の美容師養成施設で修学する外国人留学生が、美容師免許を取得したとしても、日本で美容師として就労するための在留資格がない。

### ニーズ

- 日本の美容製品の輸出を促すため、日本式の美容に関する技術・文化を世界へ発信する担い手が必要とされている。
- インバウンドの需要に対応するため、外国人美容師が必要とされている。



### 国家戦略特区における特例措置

○国家戦略特別区域内において、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得した一定の要件を満たす外国人が、地方自治体の確認を受けた非営利法人による監理の下、地方公共団体から外国人美容師の育成計画の認定を受けた本邦の公私の機関が有する国家戦略特別区域内の美容所において、一定の要件を満たす実践的な美容に関する知識及び技能を要する業務に従事することを、在留資格「特定活動」により最長5年まで認める。



### 効果

○日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド向上を含むクールジャパンの推進が図られるとともに、インバウンド需要への対応が期待できる。